

横浜市開発事業の調整等に関する条例の 基準の一部改定について

1 趣旨

現在、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」に掲載をしています「遊水地等に関する基準」について、条例の趣旨及び近年の運用状況を踏まえ、審査基準の一層の明確化を目的に、次のとおり一部改定します。

2 改定の概要

遊水地等に関する基準（条例第18条第2項第6号）（新旧対照表1～2頁）

- ア 基準の現行第5項「開渠の算定」と第6項「遊水池等の設置基準」の掲載箇所を入れ替えます。
- イ 「開渠の算定」について、次の通り改定します。
 - (ア) 項の表題（現行「開渠の算定」）を、他項の表現に合わせ「開渠の設計」に変更します。
 - (イ) 第2号「余裕高」について、標題を「断面設計」に変更し、説明及びただし書きを追加します。
 - (ウ) 第3号「開渠の流量計算」における粗度係数について、開渠の名称変更及び項目の追加を行います。
- ウ その他、必要な文言の追加及び修正を行います。

【問合せ先】 宅地審査部宅地審査課
電話：045-671-2945